

# 明日を 支える 国民年金

卷之三

高齢化や核家族化が急速に進む中、誰もが迎える老後を安心して暮らすことが重要なことになっています。しかし、個人の努力だけで老後に備えるのは、大変難しいことです。

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が、国民年金に加入する義務があります。国民年金の加入者は、図のように3種類に分けられ、厚生年金や共済組合の加入者は、同時に国民年金の加入者（第2号被保険者）でもあります。

こ／＼などきは  
手続きを

あります。  
その節目によって、国民  
金の加入の種類も変わり、  
保険者の種別変更の手続き  
必要となります。

## 国民年金の加入者は3種類

### 第1号被保险者—

20歳以上60歳未満で学生や自営業などの人とその家族。役場年金係に届け出をしてください。



保險料

**第2号被保险者**

サラリーマンや公務員などで厚生年金・共済組合に加入している人。



保 险 料

-第3号被保險者-

厚生年金・共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人。役場年金係に届け出をしてください。



保 险 料

額受けられなかつたりする場合がありますので、国民年金の手続きは忘れずに行いましょう。

月々町の納付書を使って  
ご自分で納めます。

月額 13,300円  
(平成11年度)

※口座振替は納め忘れもなく便利です。

○本 人

就職し、厚生年金や共済組合の加入者になると、国民年金の種別は、第2号被保険者になります。

◇被扶養配偶者

国民年金の種類は、第3号被保険者になります。

《退職したとき》

○本 人

退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、国民年金の種別は、第2号被保険者から第1号被保険者に変わります。

◇被扶養配偶者

国民年金の種類は、第3号被保険者から第1号被保険者に変わります。

退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、国民年金の種別は、第2号被保険者から第1号被保険者に変わります。

◎被扶養配偶者

国民年金の種類は、第3号被保険者から第1号被保険者に変わります。

## 『結婚したとき』

◆被扶養配偶者

結婚し、厚生年金・共済年金加入者に扶養される配偶者となつたときは、国民年金の種別は第3号被保険者になります。

また、会社を退職し、自営業者（第1号被保険者）と結婚したときは、第1号被保険者になります。

国民年金	こんなとき こんな年金が
65歳になつたら…	病気やケガで、 障害が残つたら…
保険料を納めた期間や免除の期間を合算して、原則的に25年以上ある人が、65歳から受けられます。本人の希望により60歳以上であれば受けることができますが、減額された年金を受けることになります。	一家の働き手が亡くなつたときに、その遺族に…
▶年金額(平成11年度) 804,200円 ※原則として40年間保険料を納付した場合	国民年金加入中に死亡または老齢基礎年金を受けられる人が死亡したとき、生計を維持されていた子のある妻、または子に支給されます。(子とは、18歳に到達する年度末までの子、20歳未満の障害者です。)
	▶年金額(平成11年度) 1,005,300円 1級障害… 2級障害… 804,200円
	▶年金額(平成11年度) 子のある妻… 1,035,600円 子のみ …804,200円 ※子が2人以上ある場合は、さらに加算があります。



詳しくは、町民生活課（国民無金係）までお問い合わせください。  
☎ 3385-2111